

令和5年度

## 事業報告書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

公益社団法人 紋別地方法人会

## 1. 組織

### (1) 全体会員数 (令和6年3月31日現在)

※ 法人数は、期首 令和3年12月末現在数、期末 令和4年12月末現在数

	会員数	法人数	加入率	摘要
期首	574	1,132	50.7%	—
期末	570	1,149	49.6%	—

### (2) 支部別会員数 (令和6年3月31日現在)

支部名	会員数	法人数	加入率(%)
紋別市域	251	440	57.0
遠軽支部	99	204	48.5
丸瀬布支部	36	80	45.0
湧別支部	79	162	48.8
興部支部	30	112	26.8
雄武支部	46	93	49.5
滝上支部	29	58	50.0
合計	570	1,149	49.6%

※法人数は、令和5年12月末現在数 ※会員数に賛助会員含む

### (3) 役員の選任

第18期役員の選任日	令和5年6月20日 (第35回通常総会)
第19期役員の選任日	令和7年度開催の通常総会の日 (第37回)

### (4) 役員の氏名・企業名

役職	氏名	法人企業名	地域
会長	鈴木 賢広	鈴木建設(株)	紋別
副会長	橋詰 啓史	雄武レミコン(株)	雄別
副会長	山本 義明	山本電工(株)	遠軽
副会長	高橋 義詔	(有)たかはし員外	別布
専務理事	柴田 喜久男	遠軽地区維持管理(協)	外
常任理事	管野 伸一	(株)菊地組	瀬
同	菊谷 内裕	北方建設産業(株)	遠
同	得永 光信	(株)得永商店	紋
同	遠藤 利雄	日新工業(株)	遠
同	美渡 隆秀	美田建設工業(株)	興
同	倉邊 勉	遠軽舗道(株)	湧
同	倉知 守也	(株)倉本金物店	雄
理事	見喜美 信	(株)民友商事	紋
同	鈴木 信男	(株)ハボロ	紋
同	森 悅男	(有)森水産	紋
同	田中 康朗	(有)田中保険事務所	紋

理 事	久年 詞 幸 裕 史	二 介 昭 晃 也 德 隆 行	一 則 一 章 幸 光 賢 一 康 弘	優 視 幸 子 浩 太 郎 行 裕	樹 洋 一 勝	才ホーツクソーテック(株) 紋別林産加工(協) (有)村上商店 紋別商工会議所 (株)紋別セントラルホテル (有)三井総合保険事務所 イト電商事(株) 遠軽信用金庫 (株)コドモヤ商店 (株)キグレ管材 (有)道新遠軽販売所 丸久水産(株) (有)掛川原産商 (株)矢木組 (有)アメニティ・トラスト (株)管野組 (株)生田原振興公社 沢口産業(株) (有)吉田設備工業 (株)幸栄商事 興農セラミックス(株) 森谷産業(株) (株)阿部電気商会 (株)郡土木 (有)真貝林工 (株)菅原設備工業 (有)滝上自動車工業	別 别 别 别 别 别 軽 軽 軽 軽 武 布 布 别 别 别 部 部 上 上
	岡 村 中 上 井 中 井 藤 田 坂 長 村 谷 原 木 橋 野 本 口 本 藤 藤 谷 部	秀 浩 太 郎 一 昌 康 彰 裕 和 昭	幸 子 行 裕 樹 洋 一 勝	喜 一 勝	澤 口 産 業 ( 株 ) ( 有 ) 吉 田 設 備 工 業 ( 株 ) 幸 栄 商 事 興 農 セ ラ ミ ッ ク ス ( 株 ) 森 谷 产 業 ( 株 ) ( 株 ) 阿 部 電 気 商 会 ( 株 ) 郡 土 木 ( 有 ) 真 贝 林 工 ( 株 ) 菅 原 設 備 工 業 ( 有 ) 滝 上 自 動 車 工 業	瀬 瀬	
	片 保 畑 村 今 田 石 加 島 黒 朝 木 小 掛 矢 高 管 杉 関 迂 近 佐 森 阿 郡 真 菅 小 山 内	眞 佐 喜 司 博	眞 佐 喜 司 博	眞 佐 喜 司 博			
	監 事	椿 柳 脇	谷 原 坂	浩 正 敏	一 志 夫	椿 谷 稅 務 会 計 事 務 所 ( 株 ) 柳 原 建 設 ( 株 ) 滉 別 林 产	紋 興 滉 别 部 部 别 别
	同						
	同						
	同						
	同						
	同						
	同						
	同						
	同						
	同						
	同						
	同						
	同						
	同						

## 2. 税制要望活動運動関係

### 1) 令和6年度税制改正に関する提言（要約）

（※ 詳細は全法連のHPをご覧下さい。）

#### 《 基本的な課題 》

### I. 税・財政改革のあり方

\* 我が国財政の最大の問題は「中福祉・中負担」といういびつな税財政構造にある。歴代政権のほとんどが身の丈以上に「給付」を拡大させ、しれに見合う「負担」を回避してきた結果である。これを「中福祉・中負担」の均衡構造に改革しなければ、先進国で最速のスピードで進む少子高齢化や人口減少、そして財政の健全化に対応できない。

岸田政権は、「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないのであろう。

#### 1. 財政健全化に向けて

\* 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後財政健全化の論議も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

(1) 財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能が歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

\* 社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、190兆円（令和5年度約134兆円）に達する見込みである。目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり医療と介護の給付費急増が見込まれる『2025年問題』もある。持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立という国家課題はこうした前提の下で問われている。これを解決するには、「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革するしかない。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

(1) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比

べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。

児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題がある。子ども・子育て支援には安定的な財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。

公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。

(2) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して論議すべきである。

### 3. 行政改革の徹底

\* 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な人員削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

### 4. マイナンバー制度について

\*マイナンバーカードの普及率は80%近くに達したが、積極的に活用されているとは言い難い。先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となった。政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解をもとめなければならない。

### 5. 今後の税制改革のあり方

\* 今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③デジタル化や働き方の多様化④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化⑤国際間の経済取引の増大や多様性、諸外国の租税政策等との国際的整合性一などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に直していくことが重要な課題である。

## II. 経済活性化と中小企業対策

### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

\* 中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。健全な経に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性のある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

### (1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例が 15%を本則化すべきである。また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも 1,600 万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもののは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和 5 年 3 月末日となっている適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計 300 万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

### (3) 中小企業の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や、「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を摘要する当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和 6 年 3 月日が適用期限となっていることから、中小企業が取得する償却資産に係る固定適用期限を延長する。

## 2. 事業承継制度の拡充

\* 我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成 30 年度の税制改正で比較的大きな見直しが行われたが、さらなる本的な対応が必要と考える。

### (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継制度の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継制度が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

### (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成 30 年度税制改革では、中小企業の代替わりを促進するため、10 年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度でなく免除制度に改める。

② コロナ禍の影響などで考慮すると、より一層、平成 29 年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある

### (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

#### 4. 消費税への対応

\* 消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいとされ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。又、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

### **III. 地方のあり方**

\* 国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図っていく必要性はコロナ禍を通じても十分に認識された。地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくなければならない。又自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど基本理念とすることが肝要である。

### **IV. 震災復興等**

\* 政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。そのためには、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、頑発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行うことが必要である。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対して実効性のある措置を講じるよう求める。

### **V. その他**

#### 1. 納税環境の整備

\* 行財政改革の推進と納税者の利便性向上や事務負担の軽減を図るために、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きについて、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

#### 2. 環境問題への対応

\* 政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指している、令和5年5月にはGX推進法が成立し「GX経済移行債」を発行して脱炭素化に向けた民間投資を進めるとともに、その償還財源として二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を求める「カーボンプライジング」が導入された。

#### 3. 租税教育の充実

\* 税の意義や税の果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。